

地方自治法第199条の規定による定期監査(行政監査を含む)の結果に基づき措置状況について通知を受けたので、同条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月31日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

定期監査の結果に基づく指摘事項の措置状況

対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況

対象部局 防災交通課

指 摘 事 項	措 置 状 況
〔契約事務〕 土地の賃貸借に係る契約において、契約書に収入印紙が貼付されていなかった。	確認不足により、収入印紙が貼付されないまま契約を取り交わしていました。監査の指摘後、受注者に依頼し、収入印紙を貼付しました。 今後は印紙税の取扱いに留意し、漏れのないように努めます。

対象部局 選挙管理委員会事務局

指 摘 事 項	措 置 状 況
〔契約事務〕 掲示板作製等業務委託において、契約書に貼付されている収入印紙の金額が不足していた。	契約を交わす際に、契約金額に応じた収入印紙の額の認識が誤っていました。監査の指摘後、受注者に依頼し、不足する額の収入印紙を貼付しました。 今後は国税庁の資料を基に適正な収入印紙が貼付されているか複数人で確認を行います。